

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

令和3年（行ウ）第1号六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件

5 原告 山田 清彦 外105名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

準 備 書 面（226）

火山事象 - 被告準備書面(28)に対する反論

10

2026年（令和8年）3月13日

青森地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

15

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

20

弁 護 士 中 野 宏 典

目 次

第 1	本書面の目的	- 5 -
1	本書面の目的	- 5 -
2	被告準備書面(28)に対する総論的な反論	- 6 -
5	第 2 火山ガイドの策定過程と火山ガイドの合理性 (第 1)	- 7 -
1	SSG-21 との整合性	- 7 -
(1)	被告の主張の概要 (被告準備書面 (28) ・ 1 2 頁)	- 7 -
(2)	被告の反論がない部分	- 7 -
(3)	SSG-21 が将来の活動可能性評価方法について具体的指針を示してい	
10	ないとの点	- 8 -
2	「自然環境」の考え方や JEAG4625-2009 等との整合性	- 10 -
(1)	被告の主張の概要 (被告準備書面 (28) ・ 1 3 頁)	- 10 -
(2)	反論の趣旨が不明であること	- 10 -
(3)	「自然環境」の考え方について	- 11 -
15	(4) R F S 審査について	- 12 -
(5)	JEAG4625-2009 について	- 13 -
3	「専門家からのヒアリング」について	- 14 -
(1)	被告の主張の概要 (被告準備書面 (28) ・ 1 6 頁)	- 14 -
(2)	司法審査における具体的判断基準との関係	- 14 -
20	(3) 安池証言との関係	- 15 -
(4)	研修会について	- 15 -
4	新規制基準検討チーム 2 0 回会合、2 1 回会合等	- 16 -
(1)	被告の主張の概要 (準備書面 (28) ・ 1 8 頁)	- 16 -
(2)	中田節也教授の講演内容を誤解したこと	- 16 -
25	(3) 意見募集手続における意見	- 17 -
5	まとめ	- 18 -

	第3	安池証言、櫻田証言を踏まえた主張（第2ないし第4）	- 19 -
	1	火山ガイド策定時点における安池氏の認識	- 19 -
		(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・23頁）	- 19 -
		(2) 安池氏は発言の不整合を説明できなかったこと	- 19 -
5		(3) 議論の経過に照らして、安池証言は不合理であること	- 20 -
	2	火山ガイド策定時点における原規委・原規庁の認識	- 22 -
		(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・26頁）	- 23 -
		(2) 訴訟における事実認定、推認の在り方	- 23 -
		(3) 原則として火山ガイド策定当時の事実から推認すべきこと	- 24 -
10		(4) 新規制基準検討チームにおける発言や国会答弁は公的なものとい べきこと	- 25 -
	3	平成25年火山ガイドと「基本的な考え方」の異同等	- 26 -
		(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・29頁）	- 26 -
		(2) 被告の反論は全く当を得ていないこと	- 26 -
15		(3) 被告自身、火山ガイドが基準としての意味をなしていないことを自認 していること	- 27 -
	4	社会通念等に関する櫻田証言について	- 28 -
		(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・32頁）	- 28 -
	5	まとめ	- 32 -
20	第4	巽好幸証言を踏まえた主張（第5）	- 32 -
	1	地下のマグマ溜まりに関する主張	- 32 -
		(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・頁）	- 32 -
	2	RFS審査に関する主張	- 35 -
		(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・頁）	- 38 -
25	3	争点IIに関する反論は全くなされていないこと	- 41 -
	4	まとめ	- 41 -

第5	主張立証責任の在り方（第6）	- 41 -
1	原告らの主張に対してほとんど何も反論していないこと	- 41 -
	(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・46頁）	- 42 -
	(2) 判断の理由についての主張立証はなされていないこと	- 42 -
5	(3) 原規委の判断過程には裁量権の逸脱・濫用が認められること	- 42 -
	(4) その余の部分については全く反論がないこと	- 43 -
2	浜岡原発データ改ざん事件と主張立証責任	- 43 -
3	まとめ	- 44 -

第1 本書面の目的

1 本書面の目的

被告準備書面(28)は、原告ら準備書面(215)及び(218)に対する反論として提出されている。

5 原告らは、まず、準備書面(215)において、川内原発に係る行政訴訟(福岡高裁)における原規庁職員(安池由幸氏、櫻田道夫氏)の証人尋問結果を踏まえ、平成25年火山ガイドが火山学の水準を誤解して策定されたこと、令和元年火山ガイドは、それから改悪されており、いっそう不合理であることなどを主張した(同書面・第2)。また、同じく安池証言、櫻田証言を踏まえて、川内原発の基準適合審査の実態を明らかにし、そこから推認される火山ガイドや原規委の基準適合判断における考え方の不合理性、社会通念論が後付けの論理であること等を主張した(同書面・第3)。さらに、伊方原発に係る民事訴訟(山木地地裁岩国支部)における巽好幸氏(マグマ学的世界的権威)の証人尋問結果を踏まえ、火山ガイドや原規委の考え方が、現在の火山学の水準に適合していないこと等を主張した(同書面・第4)。

次に、準備書面(218)では、裁判対策用の文書である「新規制基準の考え方」に過度に依拠する近時の裁判例の不合理性を述べ(同書面・第2)、改めて、争点I及び争点IIについて、原告らの主張を整理したうえで、被告準備書面(16)、(19)、(20)及び(23)に対する反論を述べた(第3、第4)。

20 そこで、本書面は、上記書面に対する反論とされる被告準備書面(28)について、必要な範囲で再反論することを目的とする。

なお、火山事象に係る争点については、別紙「火山事象に係る争点の整理」記載のとおりであり、本書面に関連する争点は図表1のとおりである。ただし、争点IIについては、被告から実質的な反論が示されていないため、本書面においても反論を記載していない。

領域	争点	概要	準備書面
前提		火山学の基礎知識	(155)(190)(202)(204)(209)(215) (218)(223)
		科学の不定性と司法判断のあり方	(182)(183)(218)
領域 I	争点 I ①	立地評価が保守的なものになっていないことに関する基準の不合理性	(137)(154)(162)(176)(184)(190) (195)(197)(204)(209)(215)(218) 本書面
	争点 I ②	巨大噴火とそれ以外を区別していることに関する基準の不合理性	(162)(176)(184)(195)(197)(204) (209)(215)(218) 本書面
	争点 I ③	巨大噴火に至らない噴火の噴火規模に関する基準の不合理性	(176)(184)(195)(197)(204)(209) (215)(218) 本書面
	争点 I ④	モニタリングの位置づけを修正したことに伴う基準の不合理性	(137)(176)(184)(195)(197)(204) (209)(215)(218) 本書面
領域 II	争点 II ①	十和田カルデラ噴火 (To-OF 及び To-H) を考慮しないことの不合理性	(154)(199)(204)(209)(215)(218) 本書面
	争点 II ②	運用期間について明確にしないことに関する基準適合判断の不合理性	(154)(176)(199)(218) 本書面

図表 1 本書面に関連する争点

2 被告準備書面(28)に対する総論的な反論

5 (1) まず、被告準備書面(28)は、原告ら準備書面(215)及び(218)に対する反論であるとしながら、多くの部分について反論がなされてない。特に、準備書面(218)の第4(争点II)については何らの反論もないし、第2(新規制基準の考え方と近時の裁判例に対する批判、司法審査の在り方に関する補足的主張)の大部分についても反論がない。

10 反論がない部分については、反論ができないものと解さざるを得ない。

(2) 次に、これまでの被告の反論もそうであるが、準備書面(28)も、原告らの主張を曲解したり、原告らの主張に対して正面から答えず、論点をはぐらかすような主張を並べたりしている。

15 原告らの主張に対して、正面から適切に反論すべきであり、それができないということ自体が、被告の主張の脆弱さを物語っている。

(3) また、準備書面(28)には、安池証言や櫻田証言、異証言などに関する証拠評価が含まれているところ、これらを含め、証拠から認められる事実について多くの事実誤認がみられる。

原規委も同様に事実を誤認していたのだとすれば、そもそも裁量権行使の前提となる重要な事実の誤認に該当し、本件処分は違法と評価されるべきである。

第2 火山ガイドの策定過程と火山ガイドの合理性 (第1)

1 SSG-21との整合性

(1) 被告の主張の概要 (被告準備書面(28)・12頁)

10 ア 原告らが、平成25年火山ガイドは確立された国際的な基準の一つであるIAEAのSSG-21と整合していない旨主張していたのに対し、被告は、SSG-21との整合性については従前主張のとおりと述べるのみである。

イ このほか、SSG-21では、将来の活動可能性評価手法について具体的な指針を示していなかったが、火山ガイドの原案作成時点では、「自然環境」の考え方及び
15 RFS 審査、JEAG4625-2009といった指針や審査資料等が参考とされている、と補足している。

(2) 被告の反論がない部分

ア SSG-21において、深刻な事故の発生頻度を 10^{-7} /年以下に抑えるべきことが推奨されている点に関し、被告は、SSG-21に法的拘束力がなく、すべてをそのまま採用しなくても不合理にはならないなどと主張した。これに対し、原告らは、
20 原基法2条2項や原規委設置法1条が「確立された国際的な基準を踏まえ」ることと規定していることの解釈として、少なくとも日本においては、確立された国際的な基準よりも緩やかな基準を採用することは、法の目的に反して許されないと反論した (争点I②、準備書面(215)・43頁)。
25

この解釈に対しては、被告からの再反論がない。そもそも、一方で、SSG-21と

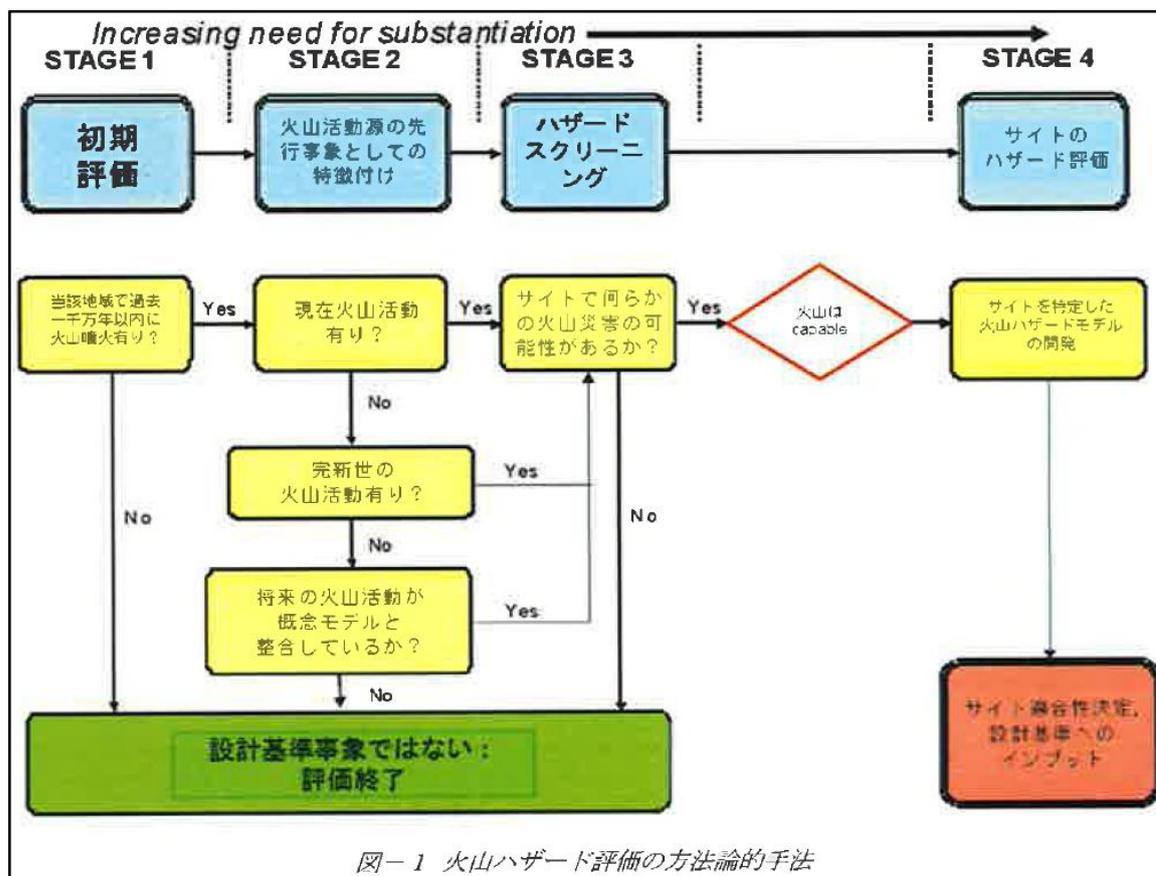
5 整合していると主張しながら、他方で SSG-21 をそのまま採用しなくてもよいというのは、あまりにも欺瞞的というほかない。繰り返すが、破局的噴火の発生確率は、数万年に 1 回程度 (10^{-4} /年 $\sim 10^{-5}$ /年)、巨大噴火に至っては、数千年に 1 回程度 (10^{-3} /年 $\sim 10^{-4}$ /年) であり、100 \sim 1 万倍も大きい確率なのである。これをなぜ容認してよいのか、非科学的で定性的な説明しかなされてい
ない。原規委が、SSG-21 の要求を下回ってもよいとの認識で火山ガイドを策定したのであれば、準備書面(218)の第 2・4 項(1)で指摘した④法の目的違反であり、裁量権の逸脱・濫用が認められる。

10 イ 原告らは、SSG-21 におけるモニタリングについても指摘し、モニタリング検討チームにおける中田節也教授の発言を引用して、日本におけるモニタリングが SSG-21 の要求を満たしていない(国際的基準に反する)ことを指摘していた(争点 I ④、準備書面(218)・48 頁)。これに対しても、被告は何らの反論も行っていない。反論ができないものといわざるを得ず、具体的審査基準たる火山ガイドは法の目的に反しており、裁量権の逸脱・濫用が認められる。この点について、
15 裁判所が、原告らの主張と反する認定を行うことは許されない。

(3) SSG-21 が将来の活動可能性評価方法について具体的指針を示していないとの点

20 ア 被告は、SSG-21 が将来の活動可能性評価手法について具体的な指針を示していないと主張するが、SSG-21 は、図表 2 のような建付けになっている。

この中で、特に火山の活動可能性評価と関連するのはステージ 2 であり、ステージ 3 は、火山ガイドでいえば到達可能性評価に相当する。ステージ 4 は、設計対応が可能かどうかといったハザード(危険要因)の評価である(甲 D 285・3. 2 項)。



図表2 SSG-21における火山ハザード評価の方法論的手法

イ ステージ2においては、いずれも決定論的手法と確率論的手法が示されている
 5 ところ、決定論的手法とは、「一つあるいは数個の最悪ケースのシナリオを仮定し
 て火山ハザードを評価する」方法であり、その基準として「閾値」を用いる（2.
 20項）。

ステージ2において、どのような方法で活動可能性を評価するかを記した箇所
 が、5.5項～5.15項であり（3.7項）、この評価に当たってどのような情
 10 報が参照され、調査が実施されるべきかが記載されているのが4項（4.1項～
 4.37項）である。

ウ このように、SSG-21は、将来の活動可能性の評価手法について相応の具体的
 な規定を置いており、被告の主張は事実と反する。

2 「自然環境」の考え方や JEAG4625-2009 等との整合性

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・13頁）

- ア 被告は、火山ガイドにおける将来の活動可能性の評価手法が、「自然環境」の考え方（乙 E 3 6 0、乙 E 3 6 6）及びこれに基づく R F S 審査（乙 E 3 6 1ないし 3 6 4）並びに JEAG4625-2009（乙 E 1 4 3）と整合する旨主張する。
- イ このうち、「自然環境」の考え方については、専門家が関与して策定されているほか、活動履歴等の検討や、必要に応じて地球物理学的調査及び地球化学的手法等を行うことなどを定めている点を挙げ、火山ガイドが上記考え方に整合していると主張する。
- 10 ウ また、むつ中間貯蔵施設の安全性に関する R F S¹は、「自然環境」の考え方に基づいて行われており、原子力安全・保安院、原子力安全委員会において妥当とされていることを主張する。
- エ さらに、JEAG4625-2009 については、専門家が関与して策定されているほか、調査方法やフロー図などの点で、火山ガイドにおける将来の活動可能性の評価手法と整合することなどを主張する。
- 15

(2) 反論の趣旨が不明であること

- ア まず、被告の上記主張は、原告のどの主張（争点）に対して、どのような意味で反論するものであるのか全く不明である。位置づけとしては、S S G - 2 1 と
- 20 整合しないという主張に対する反論のように思われるが、「自然環境」の考え方も、これに基づく R F S 審査も、JEAG4625-2009 も、「確立された国際的な基準」とは何ら関係のないものであり、反論になっていない。
- イ 原告らがかねて主張するとおり、平成 2 5 年火山ガイドは、外形的な審査の流

¹ 同施設の運営会社であるリサイクル燃料貯蔵株式会社（Recycle-Fuel Storage Company）の頭文字から、R F S と呼ばれる。

れこそ SSG-21 と類似するものの、想定すべき自然現象の範囲やモニタリングの体制等という安全確保の内容について、SSG-21 と整合しない、より緩やかなものとなっている。

5 安池氏は、火山ガイドの原案を作成した J N E S は、どのような場合に活動可能性が十分小さいと評価されるのかということは「一切考えていません」と証言し、また、基準についてあまり具体的には書けなかったため、審査任せになったとも証言している（甲D499・28頁、48頁、準備書面(215)・12頁）。

つまり、外形が類似するだけで安全確保の実体の伴わない、いわば「鹿鳴館」が火山ガイドである。被告は、この点について適切に反論できないからこそ、無
10 関係な「自然環境」の考え方やRFS審査を持ち出しているというほかない。

(3) 「自然環境」の考え方について

ア 「自然環境」の考え方は、2008（平成20）年10月27日に原子力安全
15 委員会によって了承されたものであり（乙E360）、福島第一原発事故後の法改正以前のものである。

福島第一原発事故の教訓と反省を踏まえ、「我が国においては、地震、津波、火山は、原子力発電所の安全にとっても、地域防災の上でも、重要なリスク要因になっている」とか、「極めてまれな事象への備えも必ず並行して考慮しなくてはならないという伝統的な防災対策の心得が考慮されなくなりがちになっていた」と
20 か、日本が災害大国であることを肝に銘じ、自然の脅威や規模、時間スケールの大きさ等に対して謙虚に向き合う、リスクの捉え方を大きく転換するとされた政府事故調報告書（甲A567・412～413頁）等を踏まえて原子力関連法令等は根本的に改正された。

政府事故調の提言のうち、とりわけ重要なのは、いわゆる「科学の不定性」、不
25 確実性に対して、これを軽視しない（十分に保守的に評価する）ということである。これに対し、「自然環境」の考え方は、評価の手順や考慮すべき事項を列挙し

ているにすぎず、どのような条件を満たせば安全と評価するのかという基準を示していない²。

「自然環境」の考え方が専門家³の関与の下で作成されたというだけで、現行炉
5 規法を始めとする原子力関連法令等が求める上記のような安全の水準を満たすも
のということではできず、火山ガイドがこれに整合しているからといって、火山ガ
イドの合理性を推認させるものではない。

イ なお、「自然環境」の考え方においても、「将来の自然現象を予測することに伴
う不確かさについては、科学的合理性に基づき、安全上の余裕を適切に見込みつ
つ評価する必要がある」と、科学の不定性に対する理解が示されているが、実際
10 には十分な保守性を見込んだ評価はされていなかった。

ウ また、評価はあくまでも「科学的に適切と考えられる将来の火山噴火」とか「到
達する可能性の評価を科学的に判断する」とされるなど、「科学的」なものであり
(乙E360・1442頁)、社会通念などが入り込む余地も見当たらない。少な
くとも、令和元年火山ガイドは、評価に社会通念を取り込み、恣意的な運用が可
15 能になっている点で、「自然環境」の考え方に適合していない。

(4) R F S 審査について

ア (3)アで述べたのと同様、「自然環境」の考え方は、福島第一原発事故前の基準で
あり、これに基づくR F S 審査が、専門家に意見照会を行ったうえで実施された
20 としても、火山ガイドの合理性を推認させるものではない。

² 基準がないという意味では、火山ガイドも活動可能性が十分小さいといった定性的な記載し
がなく、基準としての意味をなしていないという点で、大差がない。

³ なお、被告がここで列挙する専門家のうち、山岡耕春氏は、福島第一原発事故の際、実際には
想定されていた地震について「想定外」と事実を捻じ曲げた本人であり(準備書面(218)・
12頁)、山崎晴雄氏は、どちらかといえば地震・地質学の研究者であるほか、原発推進機関
である通産省の研究者をしていた時期もあり、原子力関連の仕事も請け負っている株式会社ダ
イヤコンサルタントの顧問もしている(甲D527)。中立・公正な研究者とはいえない。

イ また、被告が引用する乙E362号証からは、専門家意見の内容は明らかではないため、証拠価値も乏しい。

少なくとも、中田節也教授は、モニタリング検討チームや川内原発の審査後の雑誌インタビューで、平成25年火山ガイドによる審査は適切ではないと批判しているのであるから(甲D399)、火山ガイドないし基準適合審査を不合理と考えていることは明らかである。

また、準備書面(184)・24頁で指摘したとおり、火山学会は、巨大噴火の予測に関する火山ガイドの在り方に強い危機感を募らせ、緊急の提言を行っている(甲D508)。裁判所は、学会においてこのような提言がなされる異常性をぜひ認識されたい。これこそが火山学における通説的、支配的な見解であり、これを考慮せず、安易に予測が可能であるかのように評価するのは、①要考慮事項の不考慮というほかない。

ウ さらに、RFS審査の不十分性については、準備書面(215)・50頁以下で異証言を引いて主張済みである。この点については、第4・2項でも反論があるので、そこで詳述する。

(5) JEAG4625-2009 について

ア JEAG4625-2009 についても、は、2008(平成20)年10月27日に原子力安全委員会によって了承されたものであり(乙E360)、福島第一原発事故後の法改正以前のものであって、「自然環境」の考え方と同様の批判が当てはまる(前記(3))。

イ また、JEAG4625-2009 との整合性についても、被告は、外形的な審査の流れや調査方法等を指摘するだけで、どのような条件を満たせば原子力施設に求められる安全が確保されていると評価できるのかという安全確保の実質については何も触れていない。この点からも、JEAG4625-2009 に整合するというだけで、火山ガイドが原子力施設の安全を確保するに足る基準として合理的であると推認する

ことはできない。

3 「専門家からのヒアリング」について

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・16頁）

- 5 ア 被告は、火山ガイドの原案作成時に、中田教授や山崎教授など4人の専門家からヒアリングを実施して、火山活動を評価する指標を示すことが難しく、噴火の時期や規模を適確に予測することが困難であること、活動履歴や地下構造の把握することも有効であることなどの教授を受けたと主張する。
- イ また、JNESが主催した2回の研修会においても、火山ガイドの原案について、
10 専門家から特段の異論は出なかったと主張する。

(2) 司法審査における具体的判断基準との関係

- ア 原告らは、司法審査における基準の合理性ないし基準適合判断の合理性に関する具体的判断基準につき、準備書面(218)・15頁以下で詳細に主張している。
- 15 この基準においては、原規委が、特定の専門家の意見を踏まえ、あるいは専門的知見に依拠したことは重要ではない。何の根拠もなく基準を策定したり、基準適合判断をしたりすることは稀であり、何らかの科学的知見に基づいていることは当然であろう。しかし、特に科学の不定性が大きい分野において、「何らかの科学的知見に基づいている」というだけで、原子力施設に求められる高度の安全が
20 確保できるわけではない。だからこそ、「全ての支持可能な（代替可能な）科学的知見を考慮に入れなければならない」とか（甲A554）、「その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されている」などとされているのであって（甲A557）、これらを考慮・検討していない場合には、①要考慮事項の不考慮として裁量の逸脱・濫用とされるべきである。
- 25 したがって、火山ガイドの原案作成時において、専門家の意見を聞いたという主張は、基準の合理性判断において重要な意味を持たない。

イ むしろ、平成25年火山ガイド及びこれに基づく審査に対しては、2014（平成26）年11月2日に、前述した火山学会の提言（甲D508）がなされたり、モニタリング検討チームにおいて、多数の専門家から問題が指摘されたりしたのであって（これらが「利用可能で、信頼される情報」に該当するのは明らかである）、遅くとも、その時点で、それらの知見を取り入れて火山ガイドを厳格に改正すべきだったのに、それを怠り、反対に、モニタリングの位置づけを矮小化する改悪を行ったのである（令和元年火山ガイド）。

この点こそが重要なのであり、被告の主張は、争点をはぐらかすものというほかない。

10

(3) 安池証言との関係

ア 安池由幸氏は、第2回モニタリング検討チームにおいて、火山ガイド策定時及び審査時において火山学の水準やモニタリングの実力を誤解していた旨の発言をしていたが、福岡高裁での証人尋問では、誤解していたのは専門家からヒアリングをする前であって、ヒアリングで適切な説明を受けたために、火山ガイド策定時には誤解をしていなかったという趣旨の証言をしていた（甲D499・48～49頁）。

15

イ この点については、後述の第3・1項で詳しく反論する。

20

(4) 研修会について

ア なお、研修会そのものについても、中田節也教授は、「3月28日の検討チーム会合⁴と同じことを話したはず」「4月2日は、28日の僕の発表をうけて、練り直したという形になっているけれど、実はもう、3月20日過ぎくらいに、(JNESは)ガイド案を送りつけてきたのです。私がインドネシアに出張中のときで、そ

⁴ 新規制基準検討チーム第20回会合を指す。

れを読む暇もなかったです。帰国後の修正版にすこし意見を挟んだという程度です。何人かの委員はガイド案に火山学的知見による同様のコメントをしました。」

「われわれは意見を求められるだけで、全体を変えるとか、そういうことはやっていません。表現について、火山学的に正しいかどうか、といったようなことだけ
5 けです」などと振り返っている（甲D399・570頁）。この点は、準備書面（197）・38頁でも詳述している。

イ このように、研修会において適切な議論がなされたかということ自体にも疑問が残るのであり、これを根拠に火山ガイドの合理性を肯定することはできない。

10 4 新規制基準検討チーム20回会合、21回会合等

(1) 被告の主張の概要（準備書面(28)・18頁）

ア 原告らは、新規制基準検討チームの第20回会合、21回会合などにおける火山ガイド策定の経緯を踏まえると、平成25年火山ガイド策定時において、原規委及び原規庁が、火山学の水準、特にモニタリングの実効性を誤認していたので
15 あって、具体的判断基準の⑤裁量権行使の前提となる事実誤認が存在する旨主張していた（準備書面(195)・第2、同(215)・9頁）。

イ これに対し、被告は、上記各会合の経緯、20回会合において中田節也教授の講演が実施されたことや意見募集手続が実施されたこと、この中で火山ガイドの原案に反する科学的知見が示されることはなかったことなどを主張している。

20

(2) 中田節也教授の講演内容を誤解したこと

被告は、第20回会合において中田節也教授の講演が行われたことを理由に、火山ガイドが火山学の水準を踏まえたものであるかのように主張するが、特に、21回会合の議事録を見る限り、原規委及び原規庁が中田教授の講演内容を誤認
25 していたことは優に推認できる（準備書面(195)の第2・2項ないし4項）。

中田教授の講演が行われたことを理由として、火山ガイドが火山学の水準を踏

またのものであると推認することはできない。

(3) 意見募集手続における意見

ア 被告は、このほか、意見募集手続において火山ガイドに反する科学的知見が示されたこともなかったなどと主張するが、これも事実誤認である。

意見募集手続において、図表3及び4のように、設計対応不可能な火山事象が原発の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価基準が不明確であるとか、モニタリングを踏まえて燃料等を搬出するための方針が不適切である、そもそも搬出は非現実的である、事業者への要求レベルが不明といった意見が寄せられていることは、既に準備書面(195)の第2・5項で述べている。

<p>【設計対応が不可能な火山事象の判断基準について】</p> <p>➤ 「設計対応不可能な火山事象が、原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性」の<u>評価基準が不明確</u>。これでは<u>十分な規制は難しい</u>。「更新世に一度でも、火砕流、溶岩流、土石流に覆われた地域では廃炉」とすべき。個人的には九州の原発に危機感をもっている。活断層は40万年遡って調査するようだが、10万年遡るだけで阿蘇、始良、喜界カルデラの火砕流に全土が一度ならず覆われている。</p>	<p>【設計対応が不可能な火山事象の判断基準について】</p> <p>➤ 本評価ガイドでは、原子力発電所運用期間中に設計対応不可能な火山事象が当該発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいことを確認することを要求しています。現在の科学技術においても火山の活動性等についての<u>一定の評価は可能</u>であり、原子力発電所運用期間中に設計対応不可能な火山事象が当該発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいことについて判断できるものと考えていますが、<u>不確実性を伴うものであることはご指摘のとおり</u>です。<u>このため</u>、設計対応不可能な火山事象が影響を及</p>
	<p>ぼす可能性が十分小さいと判断される場合においても、敷地内及び敷地周辺に火砕流の痕跡等がある場合は、対象の火山活動の<u>モニタリング</u>及び火山活動の兆候を把握した場合の<u>対処方針</u>等が定められていることが<u>必要</u>であるとしています。</p>

図表3 甲D404・4～5頁

<p>【核燃料の搬出等の実施について】</p> <p>➤ 「適切な核燃料の搬出等が実施される方針」は適切でなく、別の例示とすべき。 事業者への要求レベルが不明であるが、核燃料の搬出については平常時の手順では非現実的であり、本要件に対応した枠組みの構築が必要である。</p> <p>➤ 「原子炉の停止、適切な核燃料の搬出等が実施される方針」とあるが、核燃料の搬出については現実的な対応でないことから例示すべきではない。</p> <p>➤ 火山活動の兆候を把握した場合の対処として、(3)に「適切な核燃料の搬出等」との記載があるが、6.2(2)、6.3(2)および6.4(2)において、設計対応不可能とされる事象に関しても、評価を行い対応可否を検討するため、搬出以外の方針も導き出される可能性がある。よって、(3)に下線部の記載を追加することを提案する。 <u>修正案</u>火山活動の兆候を把握した場合の対処として、原子炉の停止、適切な核燃料の搬出又は必要に応じて適切な対応策等が実施される方針</p>	<p>【核燃料の搬出等の実施について】</p> <p>➤ 設計対応が不可能な火山事象が発生し、原子力発電所にその影響が及んだ場合には、核燃料に損傷が生じ放射性物質が環境に放出されることとなる可能性が考えられます。そのような非常時の発生の可能性を否定することができなければ、これを回避するための方針を予め明確にしておくことが必要と考えます。 なお、当該方針については、搬出先を特定し、どれくらいの期間で搬出するといった具体的な対応内容ではなく、既設原子力発電所の設置許可申請書における使用済燃料の処分の方法に係る記載と比較すれば詳しくした程度の、どのように状況の判断を行い、それを踏まえてどのような内容について、どのように意思決定を行うかといったような燃料の搬出等に関する方針が明確となっていることを想定しています。</p> <p>➤ 核燃料の搬出は、設計対応が不可能な火山事象が発生し、原子力発電所にその影響が及んだ場合において、核燃料が損傷し、放射性物質が環境に放出されることを回避するための方策として記載</p>
	<p>しているものです。ご指摘のとおり、搬出以外の方法により、この目的が達成できる可能性を、現時点において必ずしも否定できないと考えられます。一方、本ガイドは、あくまでも一例を示すものであり、所期の目的が達成されることについて事業者から示される場合には、本ガイドに示す以外の方法が容認されることを明記していますので、原案どおりとします。</p>

図表4 甲D404・7～8頁

5 これらの意見を軽視し、原案どおりで問題がないかのように強行したのが平成25年火山ガイドである。被告は、原告らの主張に対して真っ当な反論をせず、容易に事実誤認と分かる稚拙な主張に終始している。

5 まとめ

10 以上のとおり、被告は、火山ガイドがSSG-21と整合していないという原告らの主張の重要部分に対して反論ができていないほか、SSG-21が将来の活動可能性評価手法について具体的な指針を示していないとか、火山ガイド策定に係る意見募集手続において火山ガイドに反する科学的知見が示されたこともなかったなどといった事実と反する主張までして、火山ガイドの不合理性を糊塗しようとしている。主張として失当であるし、代理人の訴訟行為としても不誠実というほか

15 ない。

また、被告の反論は、調査方法や審査の流れという外形的な部分がSSG-21等に整合しているという主張に終始しており、そのために、福島第一原発事故

以前に作成された基準まで持ち出しているが、福島第一原発事故後の法改正の趣旨は、日本が災害大国であることを肝に銘じ、自然の脅威や規模、時間スケールの大きさ等に対して謙虚に向き合うこと、リスクの捉え方を大きく転換すること等であるから、それ以前の基準に整合したからといって、火山ガイドが原子力施設に求められる高度の安全を確保できる水準に達していると推認することはできない。

この点でも、被告の主張は、原告らの主張に対する反論になっていない。

第3 安池証言、櫻田証言を踏まえた主張（第2ないし第4）

10 1 火山ガイド策定時点における安池氏の認識

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・23頁）

ア 前述のとおり、安池由幸氏は、第2回モニタリング検討チームにおいて、火山ガイド策定時及び審査時において火山学の水準やモニタリングの実力を誤解していた旨の発言をしていたが、福岡高裁での証人尋問では、誤解していたのは専門家からヒアリングをする前であって、ヒアリングで適切な説明を受けたために、火山ガイド策定時には誤解をしていなかったという趣旨の証言をしていた（甲D 499・48～49頁）。

原告らは、この証言について、「現状のガイドの考え方とか、今の審査の流れの中では」という発言と整合しないことを指摘し、安池氏の証言は信用できない旨主張していた。

イ これに対し、被告は、上記点には答えず、モニタリング検討チームの中での議論を受け認識が変わった旨を発言したものでないことは明らかであるなどと反論している。

25 (2) 安池氏は発言の不整合を説明できなかったこと

ア しかし、原告らが問題としているのは、安池氏が、モニタリング検討チーム第

2 回会合における発言の不整合を説明できなかつたことである。

準備書面(215)でも述べたが、安池氏は、控訴人ら代理人から、「現状のガイドの考え方とか、今の審査の流れではというふうに書かれていますけど、これ、結局、火山ガイド自体はこう考えてたということなんじゃないんですか。あるいは、川内原発の審査、予兆が分かることを前提にしていたということではないですか」
5 と質問されて、「いや、審査についてはちょっと分かりませんが…」と正面から答えられなかつた。控訴人ら代理人は、改めて該当箇所を読み上げたうえで、「当初というのがヒアリングまでだというふうにどうして考えられるのか説明してください」と迫ったが、それに対しては安池氏は答えられなかつたため、控訴人ら代理人（海渡）は、「説明なしということで」と発言している（甲D499・49～50頁）。
10

イ 安池氏が、自身の発言の不整合について適切に説明できなかつたことは明らかであり、「当初」がヒアリング前の時点を指すという安池証言は信用できない。

15 (3) 議論の経過に照らして、安池証言は不合理であること

ア また、被告は、安池証言について、「原告らが指摘する安池氏の発言は、異常判定の判断基準は具体的な指標がないという現状を説明し、この点について専門家に意見を求めたいという意見を述べる前提として、かつて、巨大噴火だから大きな予兆があると考えていたことがあるという自身の体験に言及したものにすぎない」としているが、これは議論の経過に照らして明らかに不合理である。
20

イ すなわち、モニタリング検討チーム第2回会合では、まず、小林勝管理官から、第1回の会合を踏まえ、資料1ないし3を示して、モニタリングに関する基本的な考え方が説明された。このうち、資料3が第1回会合における意見を集約したものであり（甲D528）、「(課題1)モニタリングに対するスタンスと有意な変化の捉え方」として、「現状のモニタリングで、巨大噴火の時期や規模を予知することは困難である」とか、「モニタリングで異常が認められたとしても、バックグ
25

ラウンドの情報が無いため揺らぎの範囲と判断してしまうおそれがある」といった意見が出たことが記載されている（図表5）。

(課題1) モニタリングに対するスタンスと有意な変化の捉え方	
1-1 現状のモニタリングでの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大噴火には何らかの前駆現象が数年前～数か月前に発生する可能性が高いが、その変化をカルデラ噴火の予兆と判断して対応できるかどうかが大事。 ・現状のモニタリングで、巨大噴火の時期や規模を予測することは困難である。 ・モニタリングで異常が認められたとしても、バックグラウンドの情報が無いためゆらぎの範囲と判断してしまうおそれがある。 ・新燃岳の場合、事前に地殻変動はあったが、マグマの混合は噴火の数日前に起こり、その時の地殻変動は捉えられていない。 ・遠隔地から計測データを評価するだけでなく、現地観測班や機動観測班が現場で五感を使って観測する姿勢が重要。 ・モニタリングのデータを評価する上で、現地の地質学的な背景の理解が重要。 ・核燃料の搬出等に間に合うだけのリードタイム、数年とかの単位では明らかに大きな変動が出るとは限らない。
1-2 異常の判定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の種類・規模や施設からの距離等を考慮した判定基準を安全側に設定することが必要。 ・マグマ溜まりの体積が、カルデラ噴火のポテンシャルを持つと判断されたら炉を停止するという判断もある。 ・噴火によって地表のモニタリング観測網が復旧見込みのない程にダメージを受けた場合は、炉の運転停止するという判断がある。 ・カルデラ噴火に対する判断基準は未だ無い。空振り覚悟で施設運営に対する判断を責任を持って行えるかどうか重要。 ・判断には原子力規制委員・原子力規制庁が責任を持って対応しないといけない。
1-3 観測体制・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の判断を火山学者が正しいかどうか検証できるかどうか疑問である。 ・炉の稼働中、繰り返し“異常無し”の判定を出している時に、基準以上の異常を検知して直ちに“異常有り”と判定ができるか疑問である。 ・このような規模のモニタリングは事業者だけでは無理で、国として対応すべきではないのか。どうオペレーションするのか課題である。 ・大学や研究機関を含めたコンソーシアムを作って取り組む検討が必要ではないか。 ・規制行政単独ではなく、国土防災計画として、国が連携した対応策（住民の避難計画や噴火未遂時の経済損失の取扱い等）を構築するべきである。 ・原子力規制委員会だけでは対応できない部分は、今後諸機関と連携も検討する必要がある。

図表5 甲D528・1枚目

5

これを踏まえ、モニタリングに関する基本的考え方の案として資料1が示され、第2パラグラフ以降で、第1回会合における専門家の意見がまとめられ、モニタリングによってその時期や規模を予測することは困難であるが、巨大噴火にはなんらかの前駆現象が発生する可能性が高いこと、ただし、モニタリングで異常が認められたとしても、それを予兆と判断できるか、定常状態からの「ゆらぎ」の範囲と判断してしまうかといった懸念があることなどが整理された(甲A566・4頁)。

10

この考え方(案)を踏まえ、モニタリングの実効性や、誰がどのようにモニタリングを行うのかといった点について、委員間で様々な意見が出され、会議の後半になって、「判断の基準」に関して、一般の火山、小さい噴火で観測されることが巨大噴火にも当てはまるのかという問題を措くとしても、小さい噴火での地殻

15

変動や地震活動をベースとして、巨大噴火のことを考えるという指標について、専門家の意見を聞きたいというのが安池発言の趣旨である（甲A566・30～31頁）。

つまり、議論の経過を踏まえれば、安池発言は、まさに、第1回会合での専門家の意見を聞いて、「現状のガイドの考え方とか、今の審査の流れの中」で、巨大噴火だから大きな予兆があるといった誤解をしていたことを述べたものというほ

5

かない。

そもそも、仮に現状の火山ガイドや審査実務において、モニタリングの実力を誤解していなかったのであれば、このような議論の経過の中で、「かつて巨大噴火

10

だから大きな予兆があると考えていたことがあるという自身の体験」など説明する必要は全くない。その意味でも、被告の説明は不合理で、安池証言は信用できない。

ウ さらに、モニタリング検討チームにおいて第1回会合で示された論点でも、「巨大噴火の時期や規模を予測することは困難であるとの考え方もある中で、規制行政上の対応を行うかどうかの判断に資するためには、どのように有意な変化をと

15

らえていくのかの検討が必要ではないか」と記載されている（甲D507）。

「～との考え方もある」という記載は、通常、自身はそのような考え方に立っていないけれども、「～との考え方もある」という文脈で用いられるものである。この記載からも、原規委ないし原規庁が、モニタリング検討チームの開催前まで、

20

「巨大噴火の時期や規模を予測することは困難である」とは考えていなかったことが分かる。

エ こういった議論の経過に照らして、「当初」とはヒアリング前の時点であり、火山ガイド策定時及び川内原発の安全審査時には火山学の水準に対する誤解がなかったという安池証言は信用できない。

25

2 火山ガイド策定時点における原規委・原規庁の認識

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・26頁）

- ア 原告らは、仮に、安池氏自身が、安池証言のとおり、火山ガイド策定時に火山学の水準を誤解していなかったとしても、安池氏は、新規制基準検討チームにおける山田知穂課長の発言や山口彰教授の発言、記者会見や国会答弁における田中俊一委員長の発言に対して、自分の認識とは違う旨証言したのであるから、少なくとも、原規委・原規庁が火山学の水準を誤解したことは明らかであると主張していた。
- イ これに対し、被告は、安池氏が、山田課長、山口教授及び田中委員長（当時）の発言に対して、自己の認識と相違がある旨を証言したことは認めつつ、それは原規委と安池氏との間に認識の相違があった旨証言したものではないと主張する。
- ウ また、新規制基準検討チームにおける各委員の発言は、個人的な発言に過ぎず、原規委の見解として位置づけられるものではないとする。
- エ さらに、各委員及び田中委員長の発言は、口頭での表現であり、原規委という組織としての見解を正しく認定するのであれば、同委員会において公表された行政文書等によって明らかにされた内容をもって認定がされなければならないところ、行政文書といえるのは、「基本的な考え方」等である旨主張する。

(2) 訴訟における事実認定、推認の在り方

- ア しかし、被告の主張は、訴訟における一般的な事実認定の在り方を理解していないものというほかない。

例えば、Aという時点における当事者の意思を推認するという事実認定においては、第一に、A時点における客観的資料に依拠すべきであり、A時点から時間が離れば離れるほど、A時点における意思を推認する力は弱くなる。

- 特に、訴訟等で問題点が指摘された以降に作成された資料の証拠価値は一般に低いものとされる。なぜなら、訴訟等で問題点が指摘されれば、それを糊塗するために、後付けで自身に有利な資料を作出できてしまうからである。

また、A時点よりも後の発言であっても、それが当事者にとって不利益な内容であれば、証拠価値は高い。通常、当事者は、自身に不利益な虚偽の発言はしないという経験則が働くからである。

イ 火山事象に関して訴訟等で初めて問題とされたのは、川内原発に関する2015
5 5（平成27）年4月22日鹿児島地裁仮処分決定（申立ては2014（平成26）年）の審理においてであり、「基本的な考え方」は、これよりも後、多数の裁判所から火山ガイドが不合理である旨の決定・判決を受けた後に公表されたものであるから（経緯については準備書面(195)で詳述している）、上記のような一般的な証拠評価の方法に照らして、到底信用できるものではない。

10

(3) 原則として火山ガイド策定当時の事実から推認すべきこと

ア 本件においては、原告らは、まさに火山ガイド策定当時の資料に基づいて、原
規委の認識を推認している。そして、極めて重要なのは、火山ガイド策定当時の
資料の中には、原告らが指摘する誤解をしていなかったことを示す資料が存在し
15 ないという点である。

イ また、被告は、口頭での表現には、言い間違いや、相手方とのやり取り等の中
で、発言者本人の意図と表現が異なることも珍しくないなどというが、具体的に、
山田発言や山口発言、田中発言の中に、どのような言い間違いが存在するのか、
どのような意味で本人の意図と異なるのかといった具体的な指摘はない。

20 むしろ、例えば山田氏は、技術基盤課長という責任のある立場にある者であっ
て、発言内容も、「前兆がある程度把握できるだろう」というところで、普通の確率
論的な評価で対象にしているものとは少し性質が違うのかなというのが、今回、
この評価のガイドの考え方の根っこになっております」と、前兆の把握が考え方
の根っこにあるという明確な発言である。言い間違い等ということはありません。

25 ウ 原規委の代表である田中委員長（当時）の発言は、原規委の意思を強く推認さ
せるものであるところ、「かなり前から地殻変動等が予知ができますと、そういう

のをきちんと観測することによって、原子炉を停止して、核燃料を搬出することができる」とこれも明確に証言しているのであり、言い間違い等ということはありません。

5 なお、この発言は、A時点よりも後の発言ではあるものの、前述したとおり、
原規委の委員長が、記者会見や国会答弁において、原規委の考えと異なる虚偽の
事実を発言するとは考え難く、その時点における田中委員長の認識＝原規委の認
識を正確に示すものというべきである。そして、火山ガイド策定当時から、新し
い知見が得られたことによって、かなり前から巨大噴火の前兆現象を把握できる
ようになったという事情も存在しないから、それが火山ガイド策定当時からの変
10 わらぬ認識であったことも推認できる。

オ なお、櫻田氏は、証人尋問の場においてもなお、カルデラ噴火の兆候として1
0年ぐらい前には、何らかの異常が観測できるのではないかと何となく思ってい
たと、火山学の通説的な見解とは異なる認識を示している（甲D502・43、
50頁）。これこそ、原規委・原規庁が火山ガイド策定時に火山学の水準を誤解し
15 ていたことを示す端的な証言である。

(4) 新規制基準検討チームにおける発言や国会答弁は公的なものというべきこと

ア 確かに、同じA時点における資料の中で、口頭の発言と公的文書とが存在する
20 とする場合に、口頭の発言と比較して、公的文書の方が証拠価値が高いことは原
告らも否定しない。しかし、口頭の発言といっても、原告らが指摘しているのは
新規制基準検討チームという、火山ガイドを含む新規制基準の原案を策定するた
めの公的な会議の場における発言であり、私的な発言とは全く異なる。

25 さらに、田中委員長の記者会見及び国会答弁（特に国会答弁）は、公的な立場
での対外的な発言であるから、公的な文書と同等の証拠価値を有するというべき
である。国会答弁は口頭だから証拠と価値に乏しいなどというのは、民主主義の

否定にも等しい暴論である。そのような弁解しかできないところに、被告の主張の弱さがにじみ出ている。

3 平成25年火山ガイドと「基本的な考え方」の異同等

5 (1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・29頁）

ア 安池氏は、自身が作成に関与した火山ガイドの原案と、「基本的な考え方」に書かれている内容について、明確に、「少し違うなと思いますけどね」と証言している（甲D499・53～54頁、準備書面(215)・17頁）。

イ これに対し、被告は、安池氏の所属していたJNESの役割は検討フローの作成であって、10 炉規法がどこまでの安全性を要求しているかという点や、巨大噴火の可能性評価に際して社会通念を考慮するのかという点の当否について判断することではないなどと主張する。

ウ また、安池氏が「基本的な考え方」の作成には関与していないから意見を述べる立場にないと証言したことを根拠として、15 同人は「基本的な考え方」の内容や当否を証言できる立場になく、火山ガイドの合理性に影響を与えないとも主張している。

(2) 被告の反論は全く当を得ていないこと

ア まず、JNESの役割に関して、20 控訴人ら代理人が質問したのは、原発にどの程度の安全が要求されるかといった内容面に限らず、検討フローも含めた火山ガイドと「基本的な考え方」の異同であって、全く反論になっていない。

そして、安池氏は、検討フローとの関連で、火山ガイドにおいては、噴火規模によって、巨大噴火かそれ以外かによって評価方法を区別する形にはなっていないことも認めている（甲D499・29頁）。

イ また、安池氏が「基本的な考え方」の作成に関与していないとの点について、25 作成に関与しなければ異同が判断できないというものでは全くない。「基本的な

考え方」の内容を読んでいけば、その異同は判別できるはずであるし、安池氏も、川内原発の新規制基準適合審査に参加していたのであるから審査の実態も十分に理解している。被告が主張するように、「基本的な考え方」がそれまでの審査実態を踏まえたものだというのであれば、安池氏がその内容を理解していないはずが

5

ウ 火山ガイドの原案を作成した本人が、自身の作った原案と、「基本的な考え方」とはちょっと違うと証言した事実は極めて重い。被告がこれまで一貫して主張してきた、令和元年火山ガイドは平成25年火山ガイドから変更がないという前提が誤りであることを強く推認させる。

10 これを前提とした主張は不合理というほかない。

(3) 被告自身、火山ガイドが基準としての意味をなしていないことを自認していること

ア また、被告は、JNESの役割が、科学技術的な見地に基づく検討フローの作成であって、炉規法が原子力施設にどこまでの安全を要求するかといった点については検討範囲外であると主張している。

15

イ しかし、JNES（安池氏）が策定した火山ガイドの原案は、ほぼそのまま火山ガイドとなっているのであって、原規委ないし原規庁が、炉規法が要求する安全の水準や、火山の影響がないと評価する具体的な指標について付け加えたという事実は存在しない。

20

つまり、被告は、火山ガイドが、単に検討のフローを記載したものにすぎず、原子力施設に求められる安全の水準を具体化するような基準としての意味を成していないことを認めているのである。

ウ この点については、前述のとおり、安池氏も、基準についてあまり具体的には書けなかったため、審査任せになった旨証言している（甲D499・28頁、48頁）。火山ガイドは、原子力施設の安全基準としての意味をなしていないことは

25

明白である。

そうだとすれば、審査に用いられた具体的な審査基準が、それを満たせば原子力施設に求められる安全が確保できるといえるような内容になっていないということにほかならず、基準自体不合理である。

- 5 エ なお、安池氏は、基準についてあまり具体的には書けなかつたと証言しており、「検討範囲外であるから書かなかつた」とは証言していない。本当は書くべきであったにもかかわらず、書けなかつたという趣旨と理解するのが妥当であり、JNESの役割が検討フローの作成にすぎないという主張自体、全く信用できない。

10 これも、安池氏が、火山ガイドの原案は、社会通念や一般防災云々はまったく考えずに作られているし、新規制基準検討チームの中でもそのような議論はなかつたとか、各国の規制において、数万年に一度の自然現象については、考慮すべきとされていたことから、その発生頻度で発生する破局的噴火についても考慮することとしたと証言していること（甲D499・21頁、56頁）に対する苦し紛れの弁解というほかない。

15

4 社会通念等に関する櫻田証言について

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・32頁）

ア 原告らは、平成25年火山ガイドの策定時において、社会通念を理由に巨大噴火のリスクを容認できるものと考えてはおらず、川内原発に係る2016（平成20
20 28）年4月6日福岡高裁宮崎支部即時抗告審決定において「社会通念」という考え方が示されて、初めて「規制委員会の文書を作るに当たっても使える用語だなどという話になった」ものであり（櫻田証言、甲D502・22～23頁）、後付けの論理であることを主張していた。

25 そして、通産省の官僚時代から長年原子力推進に携わってきた櫻田氏が、その内心において、推進の論理にしたがって、一般的な危険施設と原発の安全を同列に扱ってよいと考えていたこと（甲D502・59頁）、火山事象に対する原子力

施設の安全はその程度のものであることを主張していた(準備書面(215)・24頁)。

イ これに対し、被告は、櫻田証言について、原子力施設に係る巨大噴火に対する規制の在り方を考えるに当たっては、原子力施設以外の一般的な科学施設も含めた社会全体の巨大噴火に対する安全対策の状況から、巨大噴火のリスクが容認されていると考えられることを考慮せざるを得ない旨を証言したものであって、原告らが主張するような趣旨ではないことを主張する。

ウ また、原子力施設に求められている巨大噴火に対する安全の水準は、一般的な科学施設その他の危険な施設のそれと同程度のもではなく、それを超えるものであることを主張する。

10

(2) 社会通念論が後付けの論理であることについては反論がないこと

被告は、(1)の記載からも分かるように、原告らの主張のうち、社会通念論が後付けの論理であるとの点について何らの反論も行っていない。反論ができないものと考えべきであり、そうであるならば、令和元年火山ガイドが、平成25年火山ガイドとは内容的に異なるものであること(社会通念論を取り込み、巨大噴火のリスクについて保守的な検討を行わなくてよいこととしたこと)は明らかである。

15

(3) 櫻田証言の趣旨について

20 ア 被告は、櫻田証言の趣旨について、(1)記載のように主張するが、その趣旨は理解できない。

被告が引用するように、控訴人ら代理人が質問したのは、そもそも国民が巨大噴火のリスクを容認しているという調査検討を行ったのかというものであった。

25

これに対して、櫻田氏が、調査検討を行うまでもない、仮に国民が巨大噴火のリスクを容認しないのであれば、他の法規制の中で想定されているはずだという趣旨の回答をしたため、原発の安全判断において巨大噴火のリスクをどう扱うか

という問題（仮に「安全水準A」とする）について、他の一般的な危険施設の中でどう扱われているのか（「安全水準B」とする）を同列に考えているのか、と追加で質問をした。

イ 仮に、安全水準Bを調べることで、安全水準Aが推認できるのであれば、安全水準Bを調べることには意味がある。しかし、原発に関しては、その被害の広範囲性や甚大性に照らして、他の危険施設よりも高度の安全が確保されなければならないから、いくら安全水準Bを調べたところで、安全水準Aは推認できないはずである（他方、いわゆる勿論解釈的に、安全水準Bですら考慮しているのだから、より高度の安全が求められる安全水準Bでは、当然に考慮すべきである、という論理であればあり得るであろう）。

安全水準Bから安全水準Aを推認するということは、安全水準Aと安全水準Bとを同列に扱うものというほかない。だからこそ、控訴人ら代理人は、これを同列に扱うということなのか、と質問したのである。

控訴人ら代理人としては、さすがに同列に考えているなどという証言はなされないものと想定していたが、驚くべきことに、同列に考えてはいけない理屈が分からない、などという証言がなされた。この一連の流れは、まさに、原発の安全水準を、他の一般的な危険施設の安全水準と同列に考えているという趣旨以外に解釈のしようがない。

ウ 原発の安全に関して、巨大噴火のリスクを受容せざるを得ないものとするか否かは、一般的な危険施設と比較しなくても、これを調査検討する方法はいくらでも考えられる。原告らが主張しているとおりに、確立された国際的な基準を踏まえることが法令として存在する以上、確立された国際的な基準であるSSG-21がまずは検討されるべきであるし、異教授が指摘するように、被害の大きさと発生確率を掛け合わせた危険値のようなもので比較することも有用である。

被告が主張するような、全く論理的でない推認よりはるかに意味があるであろう。

原子力施設以外の一般的な科学施設も含めた状況から考慮せざるを得ないなど
というのは、思考・工夫の放棄であって、合理性を欠く。

エ さらに、準備書面(197)でも主張しているとおり、内閣府が設置した広域的な火山防災対策に係る検討会では、大規模火山災害対策への提言として、巨大噴火(大型のカルデラを形成する噴火)に対しても、知見が限られていること、研究体制も整っていないことから、そのリスクを国民に周知するとともに、これに対する体制整備と研究の推進を行うべきことが提言されている(甲D287・20頁)。

藤井敏嗣教授も、準備書面(184)で述べたとおり、「法規制や防災対策が原子力規制以外で行われていないから、社会通念上容認されるということ自体がおかしい」「巨大噴火に対する防災対策がないのは、分かっているから」「対策はやらなくてははいけません」と強く批判している(甲D281)。

こういった専門家の知見は、内閣府設置の検討会も含まれており、考慮すべき知見である。こういった知見を考慮せず、巨大噴火のリスクについて、安易に社会通念上容認できるというのは、①要考慮事項の不考慮というほかない。

15

(4) 巨大噴火に対する安全確保の水準について

ア 被告は、火山ガイドが、巨大噴火についても一律考慮対象外とすることをせず、考慮対象に含めたうえで、i 非切迫性の要件及びii 具体的根拠欠缺の要件を満たした場合に活動可能性が十分小さいものとみなすという考え方を採っているから、一般的な危険施設よりも高度の安全が要求されている旨主張する。

イ しかし、科学的に見て、要件iiについては、巨大噴火前に、巨大噴火が発生するという具体的な根拠を見逃すことなく示すことは著しく困難で、実質的には意味のない規定となっている。また、要件iについても、巨大噴火が切迫していないという要件も定性的・曖昧で、恣意的な判断を許すものであり、切迫していることが判明してからでは、事故の防止に役立たない可能性がある。

25

要するに、要件i及びiiは、安全を高めることには役立っていないのであり、

一般的な危険施設に求められる安全水準を多少は超えるものになっているとしても、ほとんど意味がない程度のものであるというほかない。

ウ 実際、これまで審査がされてきた全ての原発において、巨大噴火だけでなく、巨大噴火に準ずる規模の噴火も含めて、活動可能性が十分小さいとはいえないと判断され、対応が求められた事例は一切存在しない。

後述するとおり、神戸大学等の研究によって鬼界カルデラの地下に巨大な低速度領域が存在することが明らかになっても、原規委は、それがマグマ溜まりとは限らないという理屈でこれを考慮対象に含めない扱いをしている。

一般的な危険施設よりも高度の安全が要求されているなどというのは、机上の空論である。

5 まとめ

以上のとおり、社会通念論は、平成25年火山ガイドには存在しなかった後付けの論理であり、巨大噴火のリスクを社会通念に基づいて軽視することは原子力施設に求められる安全の水準に照らして許されない。

そして、原規庁の新規制基準作成を統括していた櫻田氏は、原子力施設に求められる安全の水準を、他の一般施設と大差のないもので構わないと考えていたのであり、法の趣旨に反するというほかない。

被告の反論は、全く反論になっていない。

20

第4 異好幸証言を踏まえた主張（第5）

1 地下のマグマ溜まりに関する主張

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・39頁）

ア 原告らが巽岩国尋問を踏まえて主張していた各点のうち、地下のマグマ溜まりの把握に関する点について、被告は、原告らの主張を「『マグマ溜まりが確認できないというだけで、マグマ溜まりが存在しないと原規委が評価しているとする』

原告らの主張は、令和元年火山ガイドにおける巨大噴火の可能性評価が地球物理学的調査結果のみに依拠しているという誤った理解に基づくものである」と整理している。

イ そのうえで、原規委は、巨大噴火について一律にその発生可能性が相応の根拠をもって示されていないとするものではなく、これを考慮対象に含めたうえで、
5 i 非切迫性の要件及び ii 具体的根拠欠缺の要件を満たした場合に活動可能性が十分小さいものとみなすという考え方を採っていると主張する。

ウ また、令和元年火山ガイドは、巨大噴火の可能性評価において、巨大噴火の活動間隔、最後の巨大噴火からの経過期間、現在のマグマ溜まりの状況、地殻変動
10 の観測データ等の個々の考慮事項や火山学上の各種の知見を参照して、総合的な評価を行うものであると主張する。

エ さらに、考慮事項の一つとして、「現在のマグマ溜まりの状況」が挙げられている趣旨は、地震波トモグラフィ等の可視化技術によって、「正確にその存在や形状」を把握することを求めるものではなく、マグマ溜まりである可能性がある領域が
15 観測・観察された場合に、そのような可能性があることを想定して検討を求めることにあると主張する。

(2) 原告らの主張を曲解していること

ア まず、被告は、原告らの主張について、「令和元年火山ガイドにおける巨大噴火
20 の可能性評価が地球物理学的調査結果のみに依拠しているという誤った理解に基づくものである」と整理するが、全く違う。曲解も甚だしい。

イ 異教授は、被告が、(1)エ記載のとおり、考慮事項の一つとして、「現在のマグマ溜まりの状況」が挙げられている趣旨として、マグマ溜まりである可能性がある領域が観測・観察された場合にだけ対応する点を批判している。マグマ溜まりで
25 ある可能性がある領域が観測されなくても、地下にマグマが溜まっている可能性は否定できない。それは、準備書面(215)において、鬼界カルデラプロジェクトの

例を挙げて指摘したとおりであり、稠密な調査を行うことによって大規模なマグマ溜まりの存在が明らかになる場合もあり得るのである。

十分な調査、稠密な調査を行うこともせず、安易に「マグマ溜まりの可能性のある領域はない」などと判断することは不合理だというのが、異教授の趣旨であり、この点について、被告は一切反論ができていない。

ウ なお、被告は、マグマ溜まりである可能性がある領域が観測・観察された場合に、そのような可能性があることを想定して検討を求めるなどというが、鬼界カルデラの地下に大規模な低速度領域が確認された旨の新知見が出て、周辺の原発を運転する事業者に対して検討を指示していない。事実と反する主張である。

10

(3) 原告らの主張に対する反論になっていないこと

ア 被告は、原告らの主張を(2)のとおり曲解したうえで、(1)イ記載のような弁解を行っているが、原告らの主張に対する反論には全くなっていない。

イ (1)ウ記載の主張は、つまるところ、総合的判断論（一つ一つの論拠は不確実であっても、総合的に判断するから科学的に妥当な判断ができるという考え方）をいうものに過ぎず、この点については2項で反論する。

15

(4) 原告らの主張に対して反論していない点

鬼界カルデラプロジェクトの点もそうであるが、原告らは、異教授の証言を多数引用して、地下のマグマ溜まりの位置や形状を「正確に把握することができない」という意味、地下探査によって異常を見落とすメカニズム、稠密な調査の意味、短期間にマグマが供給される理由、マグマの化学組成の変化と破局的噴火の発生可能性、浮力中立点との関係、マッシュ状マグマ溜まりの把握の困難性、再活性化の不考慮など、多岐にわたる主張を行っていたにもかかわらず、被告はこれらについてほとんど何も反論していない。

25

反論ができないというほかない。

2 総合的判断論の不当性に関する主張

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・42頁）

- 5 ア 異教授は、「各種の物理探査によって、地下のマグマ溜まりの状況を的確に把握
できるという前提が誤っていれば、火山影響評価は誤っているということになら
ざるを得ません」「謝った評価をいくら総合して判断したところで、全体として合
10 理性のある評価にはなりません」などと証言し（甲D503・2頁）、一つ一つの
論拠は不確実であっても、総合的に判断するから科学的に妥当な判断ができると
いう総合的判断論は不合理であるとしている。
- 10 イ これに対し、被告は、地震波速度探査等の物理探査によって、地下のマグマ溜
まりの状況を的確に把握できることを前提としていることを認めず、令和元年火
山ガイドは、可視化技術により、巨大噴火を引き起こすような大規模なマグマ溜
まりである可能性がある領域が観測・観察された場合にだけ対応することを求め
るものであるから、原告らの主張は前提を誤っていると主張する。
- 15 ウ また、山崎教授や小林教授、井口教授などは、総合的判断論によって巨大噴火
が差し迫った状態にあるか否かは判断できると述べており、原規委は、
不確かな根拠を単に総合したものではないなどと主張している。

(2) 地下のマグマ溜まりの状況を的確に把握することが前提となっていること

- 20 ア 被告は、火山ガイドが、物理探査によって、地下のマグマ溜まりの状況を的確
に把握できることを前提としていない旨主張する。
- イ 火山ガイドの構造は、文献調査、地形・地質調査及び火山学的調査による活動
履歴の把握・評価が中心である（令和元年火山ガイド・3項）。

- 25 そのうえで、個別評価として、上記調査のほか、必要に応じて、地球物理学的
調査及び地球化学的調査を行うこととされている（令和元年火山ガイド・4項）。

このように、地球物理学的調査は、当初、補助的なものと考えられていたが、

多数の裁判例において、現在の火山学の水準では、噴火の時期や規模を相当前の時点で予測することは困難であり、火山ガイドは不合理であると判断されたことから、原規委は、その後、予測はできなくても噴火のポテンシャルがないことの評価は可能であるなどと言い出した。

5 この「ポテンシャルがないことの評価」というのが、地下構造の把握であり、物理探査による地下のマグマ溜まりの把握である。地下にマグマ溜まりが存在すれば、噴火のポテンシャルがあることになるだろうが、ポテンシャルがないことを評価するというのであるから、地下にマグマ溜まりの可能性のある領域が存在しないことを確認するというにほかならないであろう。

10 このような経緯を踏まえて、原告らは、「物理探査によって、地下のマグマ溜まりの状況を的確に把握できることを前提としている」と主張したのであって、何ら事実誤認ではない。

ウ また、仮に、物理探査によって、地下のマグマ溜まりの状況を的確に把握できることを前提としていないのであれば、ポテンシャルがないことの評価も相当の
15 確度をもって行うことができないということであり、結局、不確かな事実を総合することによって評価を行うということほかならない。そのような総合的判断を行ったところで、全体として合理性のある評価にはならないというのが、異教授の指摘であり、原告らの主張である。

エ なお、令和元年火山ガイドが、可視化技術により、巨大噴火を引き起こすよう
20 な大規模なマグマ溜まりである可能性がある領域が観測・観察された場合にだけ対応することを求めるものであるとの主張の不合理性については、1項(2)で主張している。

(3) 専門家の発言から、原規委の判断が適切であると推認することはできない
25 こと

ア 被告は、(1)ウ記載のとおり、専門家の意見書等を踏まえて、総合的判断論の妥

当性を主張する。

イ しかし、巨大噴火が差し迫った状態にあるか否か(ポテンシャルがあるか否か)は、簡単に把握できない(ポテンシャルを見落とすことも十分にあり得る)。

この点に関して、藤井敏嗣教授は、モニタリング検討チームの第2回会合において、次のように述べている(甲A566・27～28頁)。

10 巨大噴火の可能性がないという判断は非常に難しいと思いますが、疎が差し迫っているかどうかという判断は、これまでも何回かやったことがあるんですね。仏領のグアダループというところで聞き、カルデラ噴火に相当するようなものが迫った時に、国際委員会が設置されて、そこでポートをして、避難させるかどうかということを決めたことがあります。結果的には避難をさせなかったんですが。噴火も大したことにならなかったんですが、一部の研究者は、直ちに巨大噴火に至るといって、フランス国内の世論を二分するような事態になったことがあります。

…(略)…それでもなかなか判断ができないというのが実情です。

15 このように、藤井教授は、噴火が差し迫っているか、ポテンシャルがあるか否かの判断もなかなかできないのが実情と述べているのであり、安易に一部の専門家の見解に依拠して、非安全側の判断を行うべきではない。

ウ また、被告が引用する山崎氏にせよ、大倉教授にせよ、井口教授にせよ、「火山学的な調査を尽くして総合的に評価を行えば」という前提で巨大噴火が差し迫った状態にあるか否かを判断できるかのように主張しているのであって、あくまでも火山学的調査が尽くされることが前提になっている。

鬼界カルデラプロジェクトに関して述べたとおり、これまで日本国内で行われてきた調査は稠密な調査とはいいい難く、火山学的な調査を尽くしたとはいいい難い。専門家の発言は、特定の仮定の上に立っているものであるが、その過程が満たされていることについては主張・立証が尽くされていない。

エ 被告は、原規委が、不確かな根拠を単に総合したものでないことは明らかなど

というが、一般論を述べた専門家の意見を引用するだけでは、個別具体的に、原規委が不確かな根拠を総合したものではないとはいえない。

むしろ、異教授は、被告が列挙する全ての点について、科学的に不確実であって、総合的判断になじまないことを具体的に指摘しているのである。

5 この点からも、被告の主張は的を射ていない。

(4) 被告が引用する専門家の見解は信用性が高いとはいえないこと

10 ア すべてに反論することはしないが、被告が引用する専門家の文献や報告書等も、物理探査によってどの程度正確な地下構造が把握できると考えているかは大いに疑問が残る。

15 イ 例えば、井口正人教授は、モニタリング検討チームの第3回会合においては、「我々が持っているデータというのは、その量において限界があって、変動の全体像をつかむ、こういうふうにつかんでおればいいんですが、それをつかむということが、その噴火の規模が大きくなればなるほど、それが難しくなる」(甲D5 29・22頁)、「観測データというのは、我々の近代観測というのは100年程度のデータの蓄積しかありませんから、それだけからやはり予測するということは、おのずから限界がある」(同・24頁)などと述べている。

20 また、同第6回会合においても、「『予知』とか『予測』とかという言葉は、本来は使うべきではなくて、要するにできないんだから。できないということはここに明確に書いてあるので、できないので、『予知』『予測』という言葉は使ってはいけない。」(甲D530・41頁)と、「予知」や「予測」という言葉を使うこと自体に強く反対していた。

ウ このように、被告が引用する専門家の見解は、信用性が高いものとはいえない。

25 3 RFS審査に関する主張

(1) 被告の主張の概要 (被告準備書面(28)・44頁)

ア 安池氏は、火山ガイドの原案を作成する際に、参考にした資料として、R F S 審査の審査資料を挙げ、トモグラフィの調査結果から、一定のマグマ溜まりが存在しているかどうかを判断できると考えた旨証言している（甲D499・4頁、6～7頁、36頁）。

- 5 一方で、異教授は、時期的に考えても、2000年代までに精度の良い稠密な調査が行われたとは考え難く、資料の画像を見ても、分解能の低い、メッシュの粗いものと考えられることから、この画像から、低速度領域でないように見えるというだけで、大規模なマグマ溜まりが存在しないと判断することはできないと指摘し（甲D503・16頁）、安池証言について、「あの図を見て判断するというのは、非常に危険」などと証言している（甲D505・30頁）。

これらの証言を踏まえ、原告らは、「この審査資料を根拠に、安池氏が、地球物理学的調査等によって地下のマグマ溜まりが存在しないことを確認できる、あるいは他の火山にも一般化できると考えていたのであれば、それは明らかに火山学の水準を見誤ったものというほかない」と主張していた。

- 15 イ これに対し、被告は、令和元年火山ガイドは、地震波トモグラフィ等の可視化技術により、正確にマグマ溜まりの存在や状況を把握することを求めることでなく、安池氏に係る上記主張は前提を誤っていると主張する。

- ウ また、被告は、R F S 審査資料等につき、S S G - 2 1 が将来の活動可能性評価手法について具体的指針を示していなかったことから、その手法について検討する際に、「自然環境」の考え方と合わせて参考とされたものにすぎず、原告らの主張は、安池氏がR F S 審査資料等を参照した趣旨を正解していないなどと主張する。

(2) 安池証言の趣旨について

- 25 ア 被告は、(1)イ記載のとおり、「安池氏が、地球物理学的調査等によって地下のマグマ溜まりが存在しないことを確認できる、あるいは他の火山にも一般化できる

と考えていた」という事実は存在しないと主張する。

- イ しかし、安池氏の陳述書（甲D406）には、「RFS審査において、恐山直下のトモグラフィの調査結果から、地下構造について、地震波トモグラフィ等の地球物理学的調査を行えば、一定のマグマ溜まりが存在しているかどうかを判断できると考えた」という趣旨の記載があり（9頁）、証人尋問でも、この結果を踏まえて判断ができると思ったと証言している（甲D499・36頁）。

まさに、「地球物理学的調査等によって地下のマグマ溜まりが存在しないことを確認できる」と考えていたのであり、原告らに事実誤認はない。むしろ、被告こそ、事実を捻じ曲げて主張している。

- 10 エ なお、令和元年火山ガイドが、地震波トモグラフィ等の可視化技術により、巨大噴火を引き起こすような大規模なマグマ溜まりである可能性がある領域が観測・観察された場合にだけ対応することを求めるものであるとの主張に対しては、1項(2)、2項(2)で反論済みである。

15 (3) 安池氏がRFS審査を参照した趣旨について

- ア この点も、前記安池陳述書や証人尋問での証言によれば、安池氏は、地球物理学的調査によって一定のマグマ溜まりが存在しているかどうかを判断できると認識しており、それを火山ガイドに反映させようとしたことが推認できるのであり、安池氏がRFS審査資料等を参照した趣旨を原告らが正解していないというのは
- 20 的外れである。

イ RFS審査が、あくまでも評価手法について参照されたものに過ぎないとの点は、第2・2項(4)で反論済みである。

- ウ 安池氏が、RFS審査を参照して火山ガイドの原案を作成したことに係る科学的な問題点については、前述のとおり、異教授が、RFS審査に現れた画像から、
- 25 低速度領域でないように見えるというだけで、大規模なマグマ溜まりが存在しないと判断することはできないと指摘し(甲D503・16頁)、安池証言について、

「あの図を見て判断するというのは、非常に危険」などと証言している（甲 D 5 0 5 ・ 3 0 頁）。

被告は、これに対して、前提が違うなどというだけで、内容面で反論を行っていない。反論ができないのである。

5

4 争点Ⅱに関する反論は全くなされていないこと

なお、被告は、準備書面(28)で原告ら準備書面(215)及び(218)に対する反論が済んでいるかのように主張しているが、特に、準備書面(218)のうち、争点Ⅱに関する部分（第4）に対しては全く反論がなされていない。適切な反論ができない
10 というべきである。

5 まとめ

以上のとおり、異証言を踏まえた主張に対しても、被告は、原告らの主張を曲解したり、的外れな反論に終始しているほか、何ら反論していない箇所も多数に
15 わたる。異証言に対して、科学的に適切な反論ができないというほかない。

総合的判断論に対しても、原告らが事実を誤認しているかのように主張するが、誤認しているのは被告の方である。そして、被告が引用する専門家の報告書等に対しても、これとは反対の専門家意見が存在するほか、これらも、あくまでも調査が尽くされることが前提になっており、現状において、鬼界カルデラと、せい
20 ぜい始良カルデラで稠密な調査がなされている程度で、本件における十和田カルデラでは稠密な調査がなされていない。

物理探査等によって、地下のマグマ溜まりの状況を相応の確度で把握することは困難であり、これが可能であることを前提とする火山ガイドは不合理である。

25 第5 主張立証責任の在り方（第6）

1 原告らの主張に対してほとんど何も反論していないこと

(1) 被告の主張の概要（被告準備書面(28)・46頁）

- ア 司法審査における基準の合理性及び基準適合判断の合理性に係る具体的審査基準に関し、原告らは、準備書面(218)の第2・4項において、ドイツの裁判例や下山憲治教授の知見を踏まえ、行政庁の判断過程が判断の理由とともに明示されていることについても被告が主張・立証責任を負うと主張していた。
- イ これに対し、被告は、伊方最高裁判決を引用し、被告が主張立証すべき事項はすでに主張立証済みであるかのように反論している。

(2) 判断の理由についての主張立証はなされていないこと

- 10 ア しかし、被告が述べるのは、炉規法44条の2第1項4号にいう「災害の防止上支障がない」の意義（裁判対策文書である「新規制基準の考え方」の記載）、巨大噴火とそれ以外の噴火とを区別して評価すること（「基本的な考え方」の記載）
15 といった結論ばかりであり、どのような判断過程を経てそのような結論に至ったのか、その判断過程に合理性があるのかといった点については依然として説明していない。
- イ せいぜい、「こうした判断は、巨大噴火が低頻度の事象であること、巨大噴火が広域的に重大かつ深刻な災害をもたらすといった特徴を有することといた我が国の科学技術水準に基づく知見だけでなく、これに対する社会通念等を踏まえた相対的安全性の考え方に基づく判断そのもの」といった記載があるが（準備書面
20 (28)・48頁）、これは原規委の判断過程とはいえるかもしれないが、原規委がそのような判断するに至った合理的な理由については、「社会通念」とか「相対的安全」というブラックボックス的な表現に終始するばかりで、依然として主張立証が尽くされていない。

25 (3) 原規委の判断過程には裁量権の逸脱・濫用が認められること

- ウ なお、これらに対し、原告らは、①「低頻度」という定性的な評価ではなく、

巨大噴火の発生確率が数千年に1回程度という事実に基づくべきこと、②発生確率でみた場合に、原子力の国際水準である年間発生確率 10^{-6} ～ 10^{-7} と比較して「低頻度」と評価することは事実誤認であること、③後期更新世（約12万年前以降）に1回でも活動したことがある断層は活断層とみなすという活断層評価と比較しても、巨大噴火の発生は「低頻度」ではないこと、④破局的噴火が広範囲に重大かつ深刻な被害をもたらすこと（被害の重大性）は、反比例原則に照らして、リスクに対応すべき事情にはなり得ても、リスクに対応しなくてもよい事情にはなり得ないこと主張している。

①及び②の点は、裁量権行使の前提となる重大な事実誤認であり、裁量の問題以前に違法である。また、③の点は、考慮すべき事項を考慮していないということであり（①要考慮事項の不考慮）、④の点は、考慮すべきではない事情を考慮したということにほかならない（②他事考慮）。いずれも裁量権の逸脱・濫用に該当する。

エ また、巽教授は、定性的評価ではなく、被害の大きさとリスク発生の可能性を掛け合わせた定量的評価の必要性を指摘しているが、この点も考慮していないのであれば、①要考慮事項の不考慮といわざるを得ない。

(4) その余の部分については全く反論がないこと

被告は、原告ら準備書面(218)のうち、「新規制基準の考え方」や近時の裁判例に対する批判部分や、司法審査における具体的判断基準に関する部分（第2）に対して、(1)記載の反論以外に全く反論を行っていない。

これらに対しても、適切な反論ができないというべきである。

2 浜岡原発データ改ざん事件と主張立証責任

(1) さらに、詳細は準備書面(225)で述べたが、本年1月には、浜岡原発に係る基準地震動を策定するためのデータ改ざん事件が明らかとなった。

これは、中部電力だけの問題ではなく、原規委が、事業者の不正を見抜く能力を有していないこと、本来確認すべき元データ等について、事業者の良心に委ねて確認を怠ってきたことを示すものとして本件でも極めて重要な意味を有する。

- 5 (2) これまで、裁判所は、原規委が、人格高潔で専門的知見を有する委員によって組織される、中立・公正な組織であるという虚構（フィクション）を前提に、原規委の裁量を広く認め、裁量権の逸脱・濫用はないという判断を繰り返してきたが、その前提が誤っていることが明らかになったのである。
- 10 (3) 主張立証責任との関係でいえば、被告がなすべき基準の合理性及び基準適合判断の合理性の主張立証において、原規委が専門的知見を有する組織であるとか、
- 15 厳格な審査を行っている組織であることを前提に、安易にこの主張立証が尽くされていると認定することは許されない。被告は、本件でも、裁量や総合的判断を理由に、判断過程やその理由を明示せず、ブラックボックス的に判断したという主張を行っているが、このようなブラックボックス的判断では、裁判所が判断過程及びその正しさを事後的にチェックすることができない。このような主張立証

3 まとめ

- 20 以上のとおり、被告は、原告らの主張に対してほとんど何も反論していないに等しい。浜岡原発データ改ざん事件も踏まえれば、被告の主張立証は全く足りていないというべきである。

以上

火山事象に関する争点の整理

2026（令和8）年3月2日現在

	立地評価に関する問題	影響評価に関する問題
基準の不合理性	領域Ⅰ	領域Ⅲ
基準適合判断の不合理性	領域Ⅱ	領域Ⅳ

図表1 火山事象に係る問題の整理

領域	争点	概要	準備書面
前提		火山学の基礎知識	(155)(190)(202)(204)(209)(215) (218)(223)
		科学の不定性と司法判断のあり方	(182)(183)(218)
領域Ⅰ	争点Ⅰ①	立地評価が保守的なものになっていないことに関する基準の不合理性	(137)(154)(162)(176)(184)(190) (195)(197)(204)(209)(215)(218) 本書面
	争点Ⅰ②	巨大噴火とそれ以外を区別していることに関する基準の不合理性	(162)(176)(184)(195)(197)(204) (209)(215)(218)本書面
	争点Ⅰ③	巨大噴火に至らない噴火の噴火規模に関する基準の不合理性	(176)(184)(195)(197)(204)(209) (215)(218)本書面
	争点Ⅰ④	モニタリングの位置づけを修正したことに伴う基準の不合理性	(137)(176)(184)(195)(197)(204) (209)(215)(218)本書面
領域Ⅱ	争点Ⅱ①	十和田カルデラ噴火（To-OF及びTo-H）を考慮しないことの不合理性	(154)(199)(204)(209)(215)(218) 本書面
	争点Ⅱ②	運用期間について明確にしないことに関する基準適合判断の不合理性	(154)(176)(199)(218)本書面
領域Ⅲ	争点Ⅲ①	降下火砕物の層厚想定ないし巨大噴火に至らない噴火の噴火規模に関する基準の不合理性	(176)(202)(204)(209)(215)(223)
	争点Ⅲ②	気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準の不合理性	(155)(176)(202)(204)(223)
	争点Ⅲ③	気中降下火砕物濃度に関する設計基準の不存在	(202)(223)
領域Ⅳ	争点Ⅳ①	最大層厚の想定に関する基準適合判断の不合理性	(155)(203)(204)(223)
	争点Ⅳ②	気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準適合判断の不合理性	(155)(203)(223)

図表2 領域と争点の整理